

地域生活支援事業の利用者負担の見直しについて

保健福祉部 障害福祉課

1 利用者負担についての意見等

地域生活支援事業の利用者負担の見直しについて、長野市障害ふくしネットなどに資料を提供し、障害福祉サービスと整合を図るために、利用者負担割合を10%とする案について説明し、意見を求めた。

移動支援サービス事業及び障害者タイムケア事業については、現在までは、意見は寄せられていない。

訪問入浴サービス事業で障害児が利用している世帯や障害児自立サポート事業を利用している世帯については、「子育てをしている世帯の負担が大きくなるので配慮をした方が良い。」という意見が支援者から出ている。

2 利用者負担の見直しの方向性について

障害福祉サービスについては、平成19年度には利用したサービス量に応じて、一律に10%の利用料を負担する「応益負担」制度であったが、その後の改正により、利用した人の支払い能力に応じて10%の利用料を負担する「応能負担」制度になっている。

また、障害福祉サービスの内容も徐々に充実し、新たなサービスが増えてきており、地域生活支援事業と類似するサービス（H23～同行援護、H24～放課後等デイサービス、児童発達支援など）がある。

地域生活支援事業は、市民税課税世帯については、利用したサービス量に応じて、平成19年度から5%の利用者負担をいただいております。障害福祉サービスの利用者負担割合10%との不整合が生じている。

このことから、移動支援サービス事業、訪問入浴サービス事業、障害者タイムケア事業、障害児自立サポート事業について、各サービスの利用状況等を考慮し、障害福祉サービスと利用者負担割合を同一としたい。

ただし、子育て世帯の負担増に対応する激変緩和策を取り入れる。

3 地域生活支援事業の利用者負担見直しの内容

平成28年度から、移動支援サービス事業、訪問入浴サービス事業（障害者の利用世帯）、障害者タイムケア事業の市民税課税世帯の利用者負担割合を10%とする。（市民税非課税世帯は現行どおり負担無し。）

訪問入浴サービス事業（障害児の利用世帯）及び障害児自立サポート事業については、子育て世帯の負担の激変緩和策として、平成28年度から平成29年度までの2年間の利用者負担割合を8%、平成30年度からは10%とする。